

農業者年金をお勧めします

本庁産業課川根茶係 ☎ (56) 2226
総合支所事業課農林事業係 ☎ (58) 7076

◆ 農業従事者なら誰でも加入できます

60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方であれば誰でも加入できます。

◆ 積立方式で安定した財政運営

将来受給する年金は自らが積み立てる方式となり、少子高齢化の進展にも対応でき、長期に安定した制度です。確定給付型でなく確定拠出型の積立方式であるため、運用のいかんにかかわらず、安定した運営が可能です。

◆ 保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしているなど、一定の要件を備えた意欲のある担い手の方に対し、保険料の国庫補助があります。

◆ 保険料を自由に選択できます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を月額最低2万円から最高6万7千円まで千円単位で加入者自身が選択できます。また、農業経営の状況や老後設計に応じ、いつでも見直すことができます。



◆ 税制面でも大きな優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。

◆ 80歳までの保証が付いた終身年金です

年金は生涯支給されます。仮に加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取ると仮定した農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

◆ 農業者年金巡回相談会を開催します ◆

農業者年金に関することについて、静岡県農業会議の職員が相談会を行います。

農業者年金に加入しようとお考え中の方や、農業者年金の受給について疑問がある方など、どなたでもご相談できます。お気軽にご利用ください。

■日時：平成19年1月12日（金） 13:30～16:00

■会場：山村開発センター 2階小会議室

詳しい内容、加入申込みについては、農業委員会又はJA各支店へお問い合わせください。



年金記録確認のご相談について

社会保険庁ではご自身の年金加入記録をご確認いただき、皆様に安心していただくため、年金記録確認のためのご相談を受け付けています。

ご相談はいつでも受け付けていますが、平成18年12月28日までの期間、「年金記録相談の特別強化体制」を実施いたしますので、この機会にご利用ください。

◆ インターネットでの問い合わせ：

<http://www.sia.go.jp/>

*基礎年金番号が分かる方は、社会保険庁HPでお受けします。

◆ お電話での問い合わせ：

ねんきんダイヤル ☎0570 (05) 1165

◆ お近くの社会保険事務所へ：

島田社会保険事務所

☎0547 (36) 2211



ご家庭で、ぜひお試しください

材料

(4人分)

- ◆ほうれん草・・・半株
- ◆クリームコーン・・・小1缶
- ◆コンソメ・・・1個
- ◆スキムミルク・・・大さじ4
- ◆水・・・3カップ
- ◆生クリーム・・・半カップ
- ◆塩コショウ・・・少々

*バターで炒めたタマネギを加え、ほうれん草と一緒にミキサーにかけると更においしくなります。
*クリームコーンの代わりに普通の粒コーンをミキサーにかけても代用できます。

フキママ教室

H18 第4回

役場本庁健康増進課栄養士

☎ (56) 2224

◆ ほうれん草のスープ ◆

作り方

- ①ほうれん草は塩ゆでして、水気をしぼっておく。
- ②ミキサーにほうれん草と水3カップを加えて攪拌し、鍋に移す。
- ③②の鍋にクリームコーンとコンソメを加えてひと煮立ちさせ、スキムミルクと塩コショウをして、味をととのえる。
- ④最後に火を止めてから生クリームを加えてできあがり。

新築・増改築工事
株式会社 小池

介護の為にリフォーム工事
工務店

川根本町東藤川 847-1

0547-59-2447

(夜間) 0547-59-2162



広報かわねほんちょう